

## 別表

対象工事	交付の要件	補助金額
窓の交換、内窓の新設	熱貫流率が2.33以下のものを使用すること。	1 補助対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数切捨て)
ドアの交換	熱貫流率が2.33以下のものを使用すること。	限度額は、10万円 2 補助金の加算
断熱材の設置	熱伝導率が0.041以下の断熱材を使用すること。ただし、吹付け、吹込み断熱工事は対象外とする。	①移住者・定住者:5万円 ②居住誘導区域内:3万円 ③消防団員等:3万円
遮熱塗装	近赤外線領域における日射反射率が50%以上の塗料で塗装すること(戸建て住宅に限る)。	上記1で算出した額と加算との合計額は、補助対象経費の2分の1が限度 (1,000円未満の端数切捨て)
節湯水栓の設置	節湯マーク(A、B、Cいずれか)または節湯種類記号(A1、B1、C1のいずれか)の記載があるものを設置すること。	3 工事全体のうち、交付の要件を満たす対象工事のみを補助対象経費とする。
節水型トイレの設置	洗浄水量が6リットル以下の製品(一般社団法人日本レストルーム工業会基準適合)を設置すること。	4 複数の対象工事を実施する場合、対象工事の合計額を補助対象経費とする。
LEDの設置	既存の蛍光灯や白熱灯をLED照明器具またはLED電球へ交換すること。	
高断熱浴槽の設置	JIS A5532に規定する性能を満たし、4時間放置した際の湯温低下が2.5℃以内である製品を設置すること。	
高効率給湯器の設置	国の補助事業の性能要件を満たす、ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ハイブリッド給湯機、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)のいずれかを設置すること。	
高効率エアコンの設置	省エネ基準達成率が100%以上であり、かつ統一省エネラベルの多段階評価点が星3つ以上である製品を設置すること。	